# 樹木採取者公募の公示

令和6年9月13日

能代河川国道事務所長 小笠原 清

次のとおり、「能代河川国道事務所公募型樹木採取」に係る採取者を募集します。

- 1. 公募名称:能代河川国道事務所管內河川区域內樹木採取
- 2. 公募内容:高水敷支障木伐採・搬出(採取区域等は別紙のとおり) ※河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。
- 3. 採取時期

許可の日から 令和6年12月27日まで

4. 採取場所

【二ツ井出張所管内】

能代市扇田地先(米代川左岸) 3区画(1区画あたり 約2,000 m²)

【鷹巣出張所管内】

北秋田市防沢地先(米代川右岸)5 区画(1 区画あたり 約 2,000 ㎡)北秋田市栄地先(米代川右岸)2 区画(1 区画あたり 約 2,000 ㎡)

5. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

公募に参加する者は個人及び団体・企業問わず参加が可能であるが、下記①~⑤を満たすものとする。

- ① 過去3年間(令和3年度~令和5年度)に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ② (企業の場合)公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条 又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ③ (企業の場合)公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者 又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑤ (企業の場合) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 6. 手続き等

① 提出書類

公募説明書に添付の応募様式(河川法関係様式-1)及び伐採作業計画書(河川法関係様式-2)

を期限までに提出すること。(郵送可、期限までに必着のこと)

### ② 提出期限

令和6年9月27日(金)まで(土日を除く)

受付時間:9:00~16:00 (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)

③ 応募様式等の提出先及び問い合わせ先

【河川管理課】 〒016-0121 秋田県能代市鰄渕字一本柳97-1

電話:0185-70-1246

【二ツ井出張所】 〒018-3103 秋田県能代市二ツ井町荷上場字中島26

電話:0185-73-5432

【鷹巣出張所】 〒018-3301 秋田県北秋田市綴子字柳中9-1

電話:0186-62-1226

#### 7. 許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法第25条(土石等の採取の許可) に係る同法施行規則第13条第1項に定める申請が必要となる。

# 8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見た採取の効果等を総合的に評価(採取計画、実施項目・実施工程、実効性、地域性等)し、選定する。実施項目・ 実施工程の評価に当たっては、伐木した枝葉の搬出を含んで実施する場合は優位に評価する。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて 応募者にヒアリング等実施する場合がある。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定する。

#### 9. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。
- ⑥ その他の詳細は公募説明書のとおりである。